

本案の廃止三路線についても、現地をつぶさに視察をしたわけでございますが、理事者側よりこの三路線について説明がなされた後、質疑に入り、委員より、市道第九五号線については過去の経緯はわからないが、市道の上に家屋も建ってしまっている。今後は市道の管理上、監視をしっかりとする必要があるので。

市道第一七六号と第一八二号は奥多摩街道の拡幅に関連する道路であるが、廃止後の最終的な処置はどうなるのか。このような発言があり、理事者側より、廃止後は普通財産となるが、市道第一七六号は都道の拡幅計画にかかっているもので、法的には都の道路に帰属することになる。また第一八二号線は、熊川の野島良一氏の邸内に位置し、奥多摩街道が拡幅されるとこの道路まで家屋の移転が必要となり、市の貴重な財産でもあり、また都道拡幅も長年の懸案問題でもあるので関係者と十分協議をし、処置していきたいと思うとの答弁があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第二十七陳情第六十一号福生市田園地区隣接河川敷に自然公園の建設に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設委員長 木村徳藏君登壇）

○建設委員長（木村徳藏君） 御指名がございましたので、陳情第六十一号福生市田園地区隣接河川敷に自然公園の建設に関する陳情書の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（陳情審査報告書） 別添参照

本陳情書は、去る十二月の定例会に提出され当委員会に付託されたわけですが、第一回目の十二月十一日において、陳情の趣旨は結構だが、その地域は秋川市との境界問題や建設省における河川環境管理計画との関係、さらに陳情内容中、水田を含めた自然公園とか野鳥公園となっており、今後の市の計画もあるので、その点、陳情者と協議し、自然公園の内容を絞ったものにすべきであるとの、このような発言があり継続と決定した次第であります。

第二回目の二月十九日においては、一月十六日付で陳情者より、内容の一部訂正及び削除願いが提出された旨報告があり、本件については本会議の承認を得た上でさらに審査することとなり、去る一月二十九日の臨時議会でこれが承認されたわけであります。

第三回目の三月十二日においては、このような経過を経て、自然を生かした公園ということが市側の考えもあるので、本件については採択とすべきであるという発言があり、本陳情書につきお諮りいたしましたところ、全員異議なく採択とすべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十一号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって陳情第六十一・十一号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長(森田治男君) この際、日程第二十八及び日程第二十九の二件を一括して上程いたします。

日程第二十八陳情第六十二・二号福生市に非核都市宣言を求める陳情書

日程第二十九陳情第六十二・三号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書

の二件を一括して議題といたします。

本二件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名でございますので、ただいま議題となっております陳情第六十二・二号及び陳情第六十二・三号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本陳情二件の審査に当たりましては、委員会の冒頭にお諮りし、賛成多数で一括して審査することといたしました。

まず、委員より、非核都市宣言を求める市民の思いは強いと感じられている。核は早期になくすることが必要と思うし、アメリカ、ソ連の核実験の再開など核戦争が起き得る危険があるうし、横田基地への核の指揮をされると言われる飛行機の飛来、また基地があるための核兵器の危険もあり、市民と一緒に核廃絶に進むべきと考えるのとともに採択されたいとの意見と、また、委員より、同趣旨の陳情は何回かにわたり審査されている。当市では、昭和四十五年に世界平和都市宣言がなされ、それを受けて市民の浄財で市庁舎入り口に世界平和都市宣言の塔も立てられており、このような事業の推進に今後も力を入れていくべきであるとの観点から、すでに用が足りている。そこで本陳情二件はともに不採択とされたいとの意見に分かれましたので、それぞれ個別に採決いたしましたところ、本陳情二件は、ともに賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。賛成者十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 陳情第六十二・三号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書について賛成討論を行います。広島、長崎での被爆四十二周年を迎えた今こそ、核通信施設を備えた横田基地を抱える福生市で「非核・平和福生市宣言」を行うことは平和と核兵器廃絶を願う市民だけでなく、すべての都民、国民の一致した願いではないでしょうか。全国各地の自治体は、核兵器廃絶の願いを込め、非核・平和都市宣言を行っているところがふえてきております。とりわけ危険な横田基地を抱える福生市は、核戦争の危険とともに核事故ということも大きな心配となっています。核兵器が存在する限り核戦争への危惧はなくなりません。今、日本だけでなく世界の各国で核兵器廃絶の運動が広がり、その願いが高まっています。

この陳情についての総務委員会での審査報告は、すでに世界平和都市宣言を議決しているので十分であると報告されていますが、いまだ政府は非核三原則の完全実施をしておらず、さらに強く求めていく必要があると思います。世界平和都市宣言を行っている当市において、「非核・平和福生市宣言」を行うことは何ら矛盾もなく、ましてや積極的に行うことが必要があるのではないのでしょうか。核兵器がある限り、自治体は市民の総意である平和を守る姿勢を示す非核・平和宣言を行い、非核を訴えるべきであると考えております。

本陳情の趣旨をよく御理解いただき、非核・平和を願う市民の皆さんの願いである「非核・平和福生市宣言」を実現するために、この陳情を採択してくださいますよう訴えまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長（森田治男君）

次に、賛成者十二番遠藤洋一君。

（十二番 遠藤洋一君登壇）

○十二番（遠藤洋一君） 陳情第六十二―二号福生市に非核都市宣言を求める陳情書について賛成の討論を行いたいと思います。

きょうの朝日新聞の全国面に横田基地の動きというのが随分大きな記事が載っていたと思います。その中で、やはり注目すべき内容は、核兵器をもちあわすかもしれないという危険な指数一番という番号のついた施設というのが次々と出てきているというようなことも報道されておりまして、核が実際にあるのではないかという疑惑というのは相変わらず高いというふうに思っています。今も頭の上を飛行機が飛んでいるわけですから、横田基地に配備されている飛行機はほとんどが核兵器を運ぶことができる、あるいは運ぶための飛行機だということになりますと、大変核の存在と私たち市民の存在というのがそんなに遠いものではないというふうに思わざるを得ないというふうに思います。

さらには、三十三年前の三月の一日に、もう僕が小さいころですけれども、いわゆるストロンチウム90が降ってくるとか、原爆マグロだという形で第五福竜丸が被爆をしまして久保山愛吉さんという方が亡くなってから三十三年という月日がたちましたけれども、その間に米ソの大国というのは次々に核兵器を開発をして、片一方が核兵器の実験を停止しても片一方は停止しない、そのうちにまたどっちもやり出すというような形で、大国間では核兵器をおもちゃにして遊んでいるような状態が続いているわけです。

そういった形から言いますと、いつ核戦争が起きるかわからないというような形ですし、核戦争に巻き込まれるというばかりではなくて、核戦争の通信施設などを持つ横田基地を抱えておりますと、いやが応でも核戦争の中にこちらから飛び込んでいくということもあり得るというふうに思います。

そういったときに、住民のことを考えれば非核都市宣言を行って平和のことをもう一回再確認しようということは大変大事だろうと思っています。世界平和宣言を行いまして平和都市だというふうに言っている福生市ですから、余計にここでもう一回心新たにして非核都市宣言を行うことでその再確認をしていく。そして、さらに以前行った宣言を立派なものにしていくというのが趣旨ではないかというふうに思っております。横田基地を抱えているまちですし、そしてそのことは市民の興味や関心が高いと思っております。

その意味からいきましても、ぜひ市民から出しました非核都市宣言を求める陳情に皆さんの御賛成いただくことで採択をしていただき、市庁舎に非核都市のたれ幕を下げる、あるいは市の予算で平和についての行事を行っていくような他市町村に見られるような形をしていただきたいというふうに思います。

ここで、改めて繰り返すこともありませんが、全国の自治体の中で一番多く行っております宣言は交通安全都市宣言です。その次に多いのが非核都市宣言です。そういったことから言いましても、自治体の流れとしても、あるいは自治体に住む市民の流れとしても非核都市宣言、平和都市宣言をした上でもさらに行うべきではないかというふうに思っております。

○議長

その意味から言いまして、この陳情にぜひ皆さん、採択に賛成をお願いする討論にかえたいと思います。（拍手）

○議長（森田治男君） 以上で討論を終わります。

これより本二件について個別に採決いたします。

まず、陳情第六十二―二号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十二―二号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田治男君） 起立少数であります。よって陳情第六十二―二号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続いて、陳情第六十二―三号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十二―三号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田治男君） 起立少数であります。よって陳情第六十二―三号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決

定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第三十請願第六十二—一号保育料の値上げに反対する請願書を議題といたします。本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

○厚生委員長（赤星行人君） 御指名がございましたので、請願第六十二—一号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（請願審査報告書）別添参照  
紹介議員の委員より説明がありました。

また、委員より、一昨年、保育所措置費調査専門委員会で保護者に一時に負担がかからないように三年にわたって値上げをするようにという答申が出されており、六十一年度もそれに従って実施した。この答申を尊重すべきであると考えるので、本請願には反対であるとの意見がありました。これは次々に核兵器の開発をして、一方が核兵器の実験を停止してもそれに対して、委員より、階層によっては国基準の七〇％から八〇％になっているところもあり、また二人預けていれば倍額となる物価高等、不況の中で働く婦人の権利を守っていくためにも市民の方々の要求はこの内容のとおりだと思うので、この請願に賛成であるとの意見がなされた後、起立により採決いたしましたところ、賛成少数により請願第六十二—一号につきましては不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告といたします。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑をおわります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者四番石川泰一君。

（四番 石川泰一君登壇）

○四番（石川泰一君） 御指名をいただきましたので、請願第六十二—一号保育料の値上げに反対する請願書に対し反対討論をさせていただきます。

御承知のように、一昨年保育料改定のための審議会が設けられ、そこで十分審議されました答申を得たわけでございます。当時の市の状況といたしましては、そのときに一〇％の値上げをという要求がありました。が、それでは保護者の方々に一度に負担がかかるということから、四％、三％、三％と三年にわたって値上げをするようにという答申があったわけです。六十一年度もその答申に従って実施したわけであります。六十二年におきましても答申に基づいて値上げが行われるわけであります。市民の代表者による審議会の答申を尊重すべきであると考えます。

したがって、私はこの請願については反対をするものであります。終わります。（拍手）

○議長（森田治男君） 次に、賛成者十一番原 敏子君。

（十一番 原 敏子君）

○十一番（原 敏子君） 請願第六十二—一号保育料の値上げに反対する請願書について賛成討論を行います。

本請願書は保育料の値上げをしないでくださいということ、同一家庭第二子以降の保育料を全階層減免していただきたいというものです。

保育所は働く婦人のために欠かせないものです。今や働く婦人が増加しています。それは婦人の地位向上と社会への参加、そして婦人の能力を生かし社会へ貢献することとなっています。保育所は、このような婦人だけでなく、男性にとっても必要なものとなっております。その社会的に大きな役割を果たしている保育所の保育料を値上げすることは、保育所を利用する人々にとって大きな打撃となります。保育料が高いために婦人の能力を発揮することができなくなったりすることにもなりかねません。

保育料の値上げは共働き家庭にとって大きな支出となります。また保育所を利用する共働き家庭は税も夫婦二人納めているのです。

本請願の保育料値上げをしないでくださいという趣旨をくみ取っていただき、この請願に対し賛成をしてくださるよう

訴えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（森田治男君） 暫時休憩をいたします。

午後一時 五十分 休憩

午後一時五十一分 開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を引き続き行います。次に、賛成者十二番遠藤洋一君。

（十二番 遠藤洋一君登壇）

○十二番（遠藤洋一君） 保育料値上げに反対の請願に対しましての賛成の討論を行っていきたいと思います。

今回の議会に保育園入所措置条例が出まして、それまでの機関委任事務から団体委任事務という形になりまして、自治権の拡大ということから言えば、まことに結構であるというふうに意見を述べましたけれども、その中で、さらに保育料を条例化すべきではないかという意見も述べておきました。今までの保育料といえますのは規則で決められておりまして、審議会が出た答申に基づいて市長が決めるという形になっておりますけれども、審議会のあり方の問題も一つありますし、前年行われました最後の審議会におきましても傍聴その他につきましては、ないという形の審議が行われていました。

そうした中で、今回三年度にわたるような改定というのが行われることになりまして、みんな規則で出たきたわけですが、けれども、やはり、一つ自治の問題から言えば、条例化をすることで保育料についても条例化をして、議会の中で公正な議論をしながら決めるべきであるという一筋は思っております。そうした中で密室審議ではなくて、はっきりした形で保育料の適正化ということが望まれるというふうに考えております。

そういう意味から言いましても、今回の値上げそのものは非常に適正ではないというふうに考えております。そういったことから言いまして、今の条例化に基づくような保育料の決定に関しては条例化をなさいたいという意見を持ちまして、今回の値上げにも反対ですし、同時に、こうした形ではないような保育料の決定の仕方ということが必要ではないかというふうに思っています。

当然、保育に欠けるという子供に対する保育の措置をしていく考え方ですから、どのような料金——料金という言い方

はおかしいですけれども、こういった形で保育料になっていくか、それぞれ考え方はあると思います。しかし、それはやはり広く会議を起こすような形の中で行っていくのが適正だと思いますし、そういう保育料の決め方をしなければならぬと思っています。

働くお母さん、あるいは働くお父さんたちに圧迫をかけるような保育料の値上げ、今、賛成討論の中でも値上げということをやっぱり使っておりましたけれども、やはり値上げというのは、この不況の中では大変に市民生活を圧迫するものだと思っています。そこを守るのには、逆に言う自治体だけだというふうにも考えています。

そういう意味から言いましても、今回の値上げには賛成できませんし、こうした市民の要求というのは非常に当然であると思っています。

以上のような理由で、今回のこの請願に対しまして賛成の討論をするところです。

○議長（森田治男君） 以上で討論を終わります。

これより請願第六十二一号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

請願第六十二一号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田治男君） 起立少数であります。よって請願第六十二一号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第三十一陳情第六十二四号公立小・中学校での四十人学級早期実現に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 井上寅吉君登壇）

○総務委員長（井上寅吉君） 御指名でございますので、陳情第六十二四号につきまして委員会における審査の概要を御

報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本陳情書は、公立小・中学校での四十人学級早期実現に関するものでありまして、審査に伴い御意見等お伺いいたしたところ、委員より、市内で小・中学校の現況及び学校の四十人学級達成見込みについての質問があり、担当課長より、本年二月現在で小学校百二十学級中七十六学級が四十人学級となっている。達成見込みは、東京都の計画から推計すると、小学校が六十一年度から、中学校が六十四年度から始まり、ともに六十六年度で全校で達成されると思うとの説明があり、また、委員より、六十六年度達成という小学校教育は人間形成の基礎をやるわけで、その時期に対応してやらないと間に合わないことから、本件は採択されたいとの意見もあり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択とすることと決定をいたした次第であります。

何とぞ委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十二―四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって陳情第六十二―四号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長(森田治男君)

日程第三十二陳情第六十二―五号都立定時制高等学校の学級増に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君)

御指名でございますので、陳情第六十二―五号都立定時制高等学校の学級増に関する陳情書について委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

まず、本陳情書に対する御意見等お伺いいたしましたところ、委員より、陳情提出時期の点もあるが、今年間に間に合わなくとも、向学心を持っていても勉強する場所がないという状況の解消をすべきと考え、本陳情を採択されたいとの意見が出され、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択とすることと決定いたしました次第であります。

何とぞ委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十二―五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって陳情第六十二―五号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長(森田治男君)

次の日程第三十三については、すでに日程から削除しておりますので、次に、日程第三十四特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(森田治男君)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって昭和六十二年第一回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後二時三分 閉議・閉会

~~~~~

署名議員

福生市議会議長

副議長

議員

議員

議員

森田治男
中野清信
石井英三
井上寅吉

⑦ 福総庶発第三千五百一号

昭和六十二年三月十九日

福生市長 田村 匡 雄 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

議案の正誤について

このことについて、次のとおり訂正いたしますので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第十九号 昭和六十二年度福生市一般会計予算

ページ	訂 正 箇 所	誤	正
61	(款) 11 財産収入(項) 1 財産運用 収入(目) 2 利子及び配当金 説明の 欄中	7 学校施設等整備 ・金積立金利子	7 学校施設等整備 ・基金積立金利子

389	(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費 (目) 3 体育施設費 説明の欄中	13 管理運営委託料	13 管理委託料
406	給与費明細書 1 特別職の表 給与費 報酬の欄中	7,794	7,799
420	地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の表 当該年度中増減見込み 当該年度中元金償還見込額の欄中	361,662 69,557 368,422	361,663 69,558 368,423
"	同表 当該年度末現在高見込額の欄中	5,090,782	5,090,781
		1,747,029	1,747,028
		5,117,742	5,117,741

陳情書の取り下げ願いについて

昭和六十二年二月二十三日付で提出いたしました「生活協同組合運動発展のための意見書提出に関する陳情書」は、都合により取り下げたいと思いますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

昭和六十二年三月十三日

陳情者代表

福生市志茂一二六

生活協同組合都民生協

片岡久子 ㊟

福生市加美平一―一三―一

西多摩生協理事

深瀬正史 ㊟

福生市議会議長

森田治男 殿

写

福監発第 3360 号

昭和62年 3 月10日

福生市長

田 村 匡 雄 殿

福生市議会議長

森 田 治 男

福生市監査委員 山 下 久 吉 印

同 村 尾 栄 次 印

昭和62年 1 月分例月出納検査の結果に
ついて(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

1 検査日 2 月28日(水)

2 場 所 監査委員事務局

3 対 象 昭和62年 1 月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項

4 結 果

1 月中における現金の出納状況について、関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、

1 月末日における収支の状況は別紙のとおりで、計数上の誤りは認められなかった。

昭和62年 1 月分

1 歳入歳出の状況

昭和61年度

会計名	予算現額	本月中歳入額 本月中歳出額	本月末歳入累計額 本月末歳出累計額	収入率 執行率	本月末現在高
一般会計	千円 12,977,287	円 792,403,398 1,134,775,908	円 10,017,393,359 8,961,948,664	77.2% 69.1	円 1,055,444,695
国保会計	1,578,368	81,044,880 127,939,907	1,116,920,706 1,088,992,307	70.8 69.0	27,928,399
区画整理 会 計	291	30,000 780	408,307 47,420	140.3 16.3	360,887
水道 事業会計	1,801,081	94,961,482 91,714,812	1,032,868,913 995,972,729	57.3 55.3	36,896,184
老人保健 医療会計	963,410	73,110,000 79,647,828	736,856,581 732,438,414	76.5 76.0	4,418,167
受託水道 事業会計	746,036	62,684,649 37,581,837	545,867,000 494,586,552	73.2 66.3	51,280,448
合 計	18,066,473	1,104,234,409 1,471,661,072	13,450,314,866 12,273,986,086	74.4 67.9	1,176,328,780

・運は運用金

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	円 75,178,903	円 129,766,315	円 164,944,017	円 40,001,201
都 税	144,841,903	94,246,192	144,841,903	94,246,192
合 計	220,020,806	224,012,507	309,785,920	134,247,393

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
用品調達	1,135,508	480,499	751,442	864,565
土地開発	236,886,448	0	0	236,886,448
職員退職準備	72,659,747	0	0	72,659,747
庁舎増築	70,368,939	0	0	70,368,939
都市施設整備	1,658,642,397	505,290,000	0	2,163,932,397
中小企業振興 資金一時補填	468,229	0	0	468,229
学校施設等 整備基金	395,820,692	0	0	395,820,692
福生市育英	13,150,000	0	0	13,150,000
国保高額療養費 資金貸付	1,056,310	270,483	274,215	1,052,578
市営住宅等 管理基金	24,247,213	0	0	24,247,213
財政調整基金	691,308,467	0	0	691,308,467
国民年金印紙 購入基金	4,491,790	48,638,400	40,000,000	13,130,190
合 計	3,170,235,740	554,679,382	41,025,657	3,683,889,465

・運は運用金